

10

自動車税

納める人

- ① 県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車を除く）の所有者
- ② 割賦販売で売主が自動車（軽自動車を除く）の所有権を留保している場合の買主



納める額

自動車の種類、用途、排気量などによって税率が異なり、その主なものは次のとおりです。

区 分		自家用		営業用
			令和元年10月1日 以降の新車	
乗 用 車	総排気量 1,000cc 以下	29,500円	25,000円	7,500円
	// 1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500円	30,500円	8,500円
	// 1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500円	36,000円	9,500円
	// 2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000円	43,500円	13,800円
	// 2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000円	50,000円	15,700円
	// 3,000cc 超 3,500cc 以下 // 6,000cc 超	58,000円 111,000円	57,000円 110,000円	17,900円 40,700円
ト ラ ック	最大積載量 1t 以下	8,000円		6,500円
	// 1t 超 2t 以下	11,500円		9,000円
	// 2t 超 3t 以下	16,000円		12,000円
	// 3t 超 4t 以下	20,500円		15,000円
	// 7t 超 8t 以下	40,500円		29,500円
	8t を超える 1t ごとの加算額	(6,300円)		(4,700円)
ラ イ ト バ ン	最 大 積 載 量 1t 以下	総排気量 1,000cc 以下	13,200円	10,200円
		// 1,000cc 超 1,500cc 以下	14,300円	11,200円
		1,500cc 超	16,000円	12,800円

納 税

- ① 自動車税は毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）に対して課税されます。5月上旬に送付される納税通知書により5月31日までに納めます。
- ② 4月1日以後に新規登録した場合には、登録の時に申告し、月割で納めます。

● 車検用納税証明書について

平成27年度から、自動車税の納税確認の電子化が開始されており、車検更新時の自動車税納税証明書の提示は省略できることとなっておりますので、基本的には自動車税納付後、概ね2週間以内に車検を受ける場合以外は不要となります。

なお、スマートフォン決済アプリやeLお支払サイト（クレジットカード、Pay-easy（ペイジー）等）で納付した場合には、納税証明書の送付及び領収証書の発行は行いません。車検用納税証明書が必要な方は、納付から概ね2週間後以降に県の窓口で申請いただくか、車検が近いなどお急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書等の右端の車検用納税証明書をご利用ください。

身体障害者等の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のために使用する自動車で、一定の要件を満たす場合については、申請により一人一台に限り自動車税の減免措置を受けることができます（すでに軽自動車で減免措置を受けている場合は対象となりません）。詳しくは、山梨県自動車税センターにお問い合わせください。

..... この税金は、自動車という財産にかかる財産税の一種です。

自動車税のグリーン化のお知らせ

令和7年度に新車新規登録した燃費性能に優れ、かつ、排出ガスがわずかな環境負荷の小さい自動車は、令和8年度の自動車税が軽減されます。また、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率を重くする特例措置が行われています。

環境負荷の小さい自動車

環境負荷の小さい自動車は、自動車税を軽減しています。
令和8年度に軽減の対象になる自動車は次のとおりです。
※なお、軽自動車は本取扱いの対象にはなりません。

新車新規登録 (初度登録年度)	対象年度	対象・要件等			特例措置の内容
令和7年度 (令和7年4月1日～ 令和8年3月31日)	令和8年度のみ	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車			概ね75%軽減
			排出ガス性能	燃費性能	
		営業用の乗用車 (ガソリン車 ・LPG車)	平成17年排出ガス基準75%低減 又は 平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準90%達成	
		営業用の乗用車 (クリーン ディーゼル車)	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準90%達成	

※車の後部などに排出ガス基準・燃費基準のステッカーが貼付されています。

※燃費基準については、車検証の備考欄に記載又は記録されています。

新車新規登録から一定年数を経過した自動車

新車新規登録（初度登録）から一定の年数を経過した自動車については、通常の税率よりも概ね15%上乗せとなります。上乗せの対象となる自動車は次のとおりです。

対 象 車 種	上乗せ率
平成25年3月31日以前に新車新規登録したガソリン車・LPG車	概ね15%増額
平成27年3月31日以前に新車新規登録したディーゼル車	

※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車については対象となりません。

※一般乗合用を除くバス及び被けん引車を除くトラックについては、概ね10%の据え置きとなっています。

ひとくちメモ

自動車には次のような税金がかかっています。

●使用

.....
[ガソリン消費]
揮発油税（国税）
地方揮発油税（国税）

[LPG消費]
石油ガス税（国税）

[軽油消費]
軽油引取税（県税）

●保有

.....
自動車税（県税）
軽自動車税（市町村税）
自動車重量税（国税）

購入時にかかっていた自動車税環境性能割（県税）及び軽自動車税環境性能割（市町村税）は廃止されました。
このほか購入時に消費税と地方消費税がかかります。

●登録手続きは忘れずに !!

次の場合は運輸支局で登録手続きをしてください。

・売買などで自動車の所有者が変わったとき 移転登録
・自動車を廃車したとき 抹消登録
・住所や氏名が変わったとき... 変更登録

登録手続きをおこたると、下取りに出した自動車や廃車した自動車の納税通知書が届いたり、納税通知書が届かないなどトラブルの原因になります。